

(仮称) 輪島市南志見風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 5 月

南志見風力発電 合同会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	4
(4) 縦覧期間	6
(5) 縦覧者数	6
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	6
(1) 開催日時	6
(2) 開催場所	6
(3) 来場者数	6
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	7
(1) 意見書の提出期間	7
(2) 意見書の提出方法	7
(3) 意見書の提出状況	7
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	8

# 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間以上縦覧に供した。

### (1) 公告の日

令和3年1月26日（火）

### (2) 公告の方法

#### ①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年1月26日（火） 北國新聞
- ・令和3年1月26日（火） 北陸中日新聞

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき「仮称」輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書を縦覧します。

- 1、事業者の名称 南志見風力発電合同会社  
代表者の氏名 代表社員 一般社団法人エナジーエクスプロ  
1ラー 職務執行者 野坂 照光  
主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
- 2、対象事業の名称 (仮称)輪島市南志見風力発電事業  
発電所の原動力の種類 風力(陸上)  
発電所の規模 最大発電出力2万3千kW  
(約2千3百kW×最大12基)
- 3、対象事業実施区域 石川県輪島市深見町、白米町、野田町、名舟町、忍町、東山町、尊利地町及び石川県鳳珠郡能登町字北河内地区
- 4、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県輪島市及び石川県鳳珠郡能登町地内  
石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登  
総合事務所、総務企画部企画振興課、輪島  
市役所本庁舎、輪島市町野支所、輪島市立図書館、能登町役場本庁舎、能登町役場柳田総合支所
- 5、縦覧の場所 令和3年1月26日(火)から  
令和3年3月1日(月)まで  
縦覧期間 開館・開庁時に準じます  
縦覧時間 <https://www.jagenergy.jp/>  
電子公表
- 6、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に事業の名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、令和3年3月15日(日)までに8の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)
- 7、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所  
①北河内集会所(石川県鳳珠郡能登町北河内々55)  
令和3年2月12日(金)午後2時より  
②名舟町集会所(石川県輪島市名舟町ト1)  
令和3年2月13日(土)午前10時より  
③輪島市立鶴岡公民館(石川県輪島市深見町65333-1)  
令和3年2月13日(土)午後2時より  
※なお、新型コロナウイルス感染症の対策のため、やむを得ず入場制限等の対応を行う場合があります。
- 8、問い合わせ先(意見書の提出先)  
お問い合わせ先(意見書の提出先)  
T100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
JAG国際エナジー株式会社 エネルギー開発部  
電話03(4476)8053(担当 徳光)

問い合わせ時間 午前9時から午後5時30分(土日祭日を除く)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧します。

- 1、事業者の名称 南志見風力発電 合同会社  
代表者の氏名 代表社員 一般社団法人エナジーエクスプローラー 職務執行者 野坂 照光  
主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
  - 2、対象事業の名称 (仮称)輪島市南志見風力発電事業  
発電所の原動力の種類 風力(陸上)  
発電所の規模 最大発電出力2万3千kW(約2千3百kW×最大12基)
  - 3、対象事業実施区域 石川県輪島市深見町、白米町、野田町、名舟町、忍町、東山町、尊利地町及び石川県鳳珠郡能登町北河内地区  
石川県鳳珠郡能登町北河内地区
  - 4、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
石川県輪島市及び石川県鳳珠郡能登町地区
  - 5、縦覧の場所 石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課、輪島市役所本庁舎、輪島市町野支所、輪島市立図書館、能登町役場本庁舎、能登町役場柳田総合支所
  - 縦覧期間 令和3年1月26日(火)から令和3年3月1日(月)まで  
縦覧時間 開館・開庁時に準じます
  - 電子公表 (<https://www.jagenenergy.jp/>)
  - 6、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に事業の名称、住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函くださるか、令和3年3月15日(月)までに8の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)
  - 7、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
    - ① 北河内集会所(石川県鳳珠郡能登町北河内タ55)  
令和3年2月12日(金)午後2時より
    - ② 名舟町集会所(石川県輪島市名舟町ト1)  
令和3年2月13日(土)午前10時より
    - ③ 輪島市立鶴泉公民館(石川県輪島市深見町65331)  
令和3年2月13日(土)午後2時より
  - 8、問い合わせ先(意見書の提出先)  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 JAG国際エナジー株式会社  
エネルギー開発部 電話03(4476)8053(担当徳光)  
問い合わせ時間 午前9時から午後5時30分(土日・祝日を除く)
- ※なお、新型コロナウイルス感染症の対策のため、やむを得ず入場制限等の対応を行う場合があります。また、受付時、発熱等の症状がある場合や名簿への記入等にご協力を頂けない場合は、会場への入場をお断りさせて頂きます。

②日刊新聞紙への折り込み

輪島市に集配される各日刊紙へ公告に関する案内の折り込みを実施した。

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子公表を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・石川県庁 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 庁舎 1F）
- ・石川県奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課  
（輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1 奥能登行政センター4F）
- ・輪島市役所 環境対策課（輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地）
- ・輪島市 町野支所（輪島市町野町栗蔵川原田 22）
- ・輪島市立図書館（輪島市河井町 20 部 1 番地 1 輪島市文化会館 1F）
- ・能登町役場 本庁舎（鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1）
- ・能登町役場 柳田総合支所（鳳珠郡能登町字柳田仁部 50 番地）



【縦覧の状況（石川県庁）】

## ②インターネットの利用による公表

JAG 国際エナジー株式会社のホームページ (<https://www.jagenergy.jp/>) に方法書の内容を掲載した。



[トップページ](#) > [ニュースリリース: \(仮称\)輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表および縦覧、ならびに方法書説明会の実施について](#)

## ニュースリリース

**(仮称)輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表および縦覧、ならびに方法書説明会の実施について**

南志見風力発電合同会社は、令和3年1月26日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称)輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書(以下、『方法書』という。)」及びこれを要約した書類(以下、『要約書』という。)を作成しましたので、以下の通り、公表及び縦覧、ならびに方法書説明会を実施いたします。

### 【方法書の公表について】

[表紙: 目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[3.1 自然的状況①](#)

[3.1 自然的状況②](#)

[3.2 社会的状況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書①](#)

[要約書②](#)

方法書及び要約書は、令和3年1月26日(火)～令和3年3月1日(月)の間中は閲覧が可能です。

方法書及び要約書の著作権は、南志見風力発電合同会社に帰属しており、法律で保護されています。

方法書に対する環境の保全の見地からのご意見の作成、個人の私的利用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者の許諾を得ることなく、複製、改変、転用、配布、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行う事は、著作権法により禁止されており、事前に南志見風力発電合同会社にご連絡の上、許諾を得て頂くようお願いいたします。

方法書及び要約書に掲載した地図の作成にあたっては、「基盤地図情報」(国土地理院)及び「地理院タイル 標準地図」(国土地理院)を使用しました。

## 【インターネットによる公表状況】

#### (4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和3年1月26日（火）から令和3年3月1日（月）まで  
（開館・開庁時）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開館・開庁時間に準じた。また、インターネットによる電子公表については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数は1人（輪島市役所 環境対策課）であった。

### 1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催場所及び開催日時等は以下のとおりである。

#### (1) 開催日時

- ①能登町（北河内集会所）：令和3年2月12日（金） 14:00～15:00
- ②輪島市（名舟町集会所）：令和3年2月13日（土） 10:00～11:00
- ③輪島市（鴻巣公民館）：令和3年2月13日（土） 14:00～15:00

#### (2) 開催場所

- ①能登町（北河内集会所）：鳳珠郡能登町北河内タ55
- ②輪島市（名舟町集会所）：輪島市名舟町ト1
- ③輪島市（鴻巣公民館）：輪島市深見町65-33-1

#### (3) 来場者数

- ①能登町（北河内集会所）：9名
- ②輪島市（名舟町集会所）：4名
- ③輪島市（鴻巣公民館）：9名

### 1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 26 日（火）から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・JAG 国際エネルギー株式会社への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 5 通、意見総数は 40 件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は5通、意見は40件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のままで記載した。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

石川県加賀市在住 A氏

No.	意見の概要	事業者見解
1	<p>私は、環境省から委嘱された自然公園指導員です。主に越前加賀海岸国定公園を活動場所として利用者の道徳啓発や公園美化、整備管理について意見を言っています。</p> <p>能登半島は、風光明媚。自然豊かで国や県指定の文化財や景勝地が多数あり、一部は能登半島国定公園にも指定されています。また、縄文・真脇遺跡に代表されるように歴史遺跡が多くあります。能登キリコ、輪島塗などの伝統文化もあり「能登はやさしや土までも」という慣用語があるほど日本の原風景が広がる地域です。</p> <p>県も能登を「観光立国」と考え、「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」を整備し、生活道路だけでなく観光客も利用しやすくしています。2011年6月「能登の里山里海」は世界農業遺産に登録され、観光地として有名な「白米の千枚田」、「江戸時代から続く揚げ浜塩田」などがあります。他に県は「石川自然百景」「石川自然百景巡る道」を制定し観光に力を入れています。これらは北陸新幹線開業とともに「能登観光ブーム」が到来し近年ではインバウンド客のみならず自然豊かな能登に移住して事業を興す人も増えています。</p> <p>能登を訪れる観光客はノスタルジーを感じて訪れるのであり、そこに能登の文化、景観にふさわしくない風力発電施設の林立はせっかく盛り上げてきた観光客や移住者の入り込み減少の要因になりかねません。</p> <p>特に景勝地や能登文化にいざなう「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」から見える景観に風車が見えるようでは興ざめです。</p> <p>風力発電施設建設の際は景観を重視し、移動や基数減少を視野に入れて準備書を作成する必要があります。</p> <p>以下に貴事業所の方法書について私のわかる範囲内で意見を述べます。</p>	<p>頂いたご意見を参考とし、今後の環境影響評価手続きを進めて参ります。</p>
2	<p>(1)「配慮書」提出の際の「知事意見」が方法書に反映されていません</p> <p>・知事意見の「事業実施想定区域周辺の他事業者による計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元及び環境影響の結果並びに苦情の状況等の情報入手に努め、当該事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。また、事業実施区域の一部が他事業者による事業計画と重複していることから当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整を行った上で、風力発電設置位置等事業計画について検討を</p>	<p>既設の風力発電所については、現地調査の際、稼働中の風力発電機を含めたデータ収集を行う予定です。</p> <p>計画中の風力発電事業については、事業実施想定区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、可能な限り、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行う予定です。また、準備書手続きの段階において、基数の削減等を含めた必要な保全措置を検討します。</p>

	<p>行うこと。」については「対象事業実施区域及びその周囲における稼働中や環境影響調査手続き中の風力発電所について「可能な限り情報収集に努め、累積的な影響について適切に予測、評価を行い、その結果を踏まえ風力発電設備等の配置等を検討いたします。」となっていますが、既設の風力発電事業は既に準備書も作成されているはずで、他事業者と話し合い、準備書縦覧や稼働後の影響調査などから貴事業所の基数減少や廃止等の記述があつて然るべきです。まだの場合は積極的に他事業者と話し合い、準備書作成に反映すべきです。</p>	
3	<p>(3) 調査・予測・評価の項目について  「土壌及び地盤の状況」では近年能登は極地豪雨災害が多発しています。施設整備地や資材搬入道路整備の際には土砂災害ハザードマップ等を精査し、土砂災害が起きないように十分な配慮が必要です。</p>	<p>「土壌及び地盤の状況」については、環境影響評価法とは別の法律や条令等により、その安全性の確保が求められていることから、別の法令に規定された内容や配慮事項等を遵守していく予定です。</p>
4	<p>・動物に係る調査では、動物全般（哺乳類、鳥類、両生類等）について調査をする場合天候や調査時刻の配慮をお願いします。また、既設の風力発電所の準備書と照らし合わせ考察し、移動や基数減少を考える必要があります。</p>	<p>動物に係る調査では、動物全般（哺乳類、鳥類、両生類等）について調査をする場合、天候や調査時刻の配慮を、各動物の生態等を考慮して行う予定です。  また、既設の風力発電所との累積的影響については、現地調査の際、稼働中の風力発電機を含めたデータ収集を行う予定です。</p>
5	<p>・動物に係る調査の哺乳類調査では、全体としては問題ありませんが付け加えとしてフィールドサイン調査回数は多ければ多いほど良いです。特に繁殖期は月3回の調査が必要です。貴社はセンサーカメラ調査も行うことになっていますがセンサーカメラによる周年調査を提案します。私はモニタリング 1000 哺乳類調査をしていますと与えられたセンサーカメラのSDカードを30GBに代え10secセンサービデオ撮影にして1か月毎に回収して通年観察、記録しています。写った動物の種類同定がしやすく、同時に声も確認でき、近くにいる野鳥や昆虫の鳴き声も確認でき他の調査の補助ともなります。バッテリーを大容量に交換すればフィールドサイン調査と同時にセンサーカメラのバッテリー及びSDカードを交換すると周年調査も可能となります。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>・動物に係る調査の鳥類調査では、調査精度を上げるために繁殖期に月3回以上の調査が必要です。夜間音調査(春季、夏季)となっていますがICレコーダーを使用して24時間録音にすれば繁殖期は囀り、他は地鳴きで識別でき、哺乳類調査と同様鳥類センサスの補助資料として使用できると思っています。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>・動物に係る調査の渡り鳥調査では、定点調査(4地点、3～5月、9～11月各1回)、レーダー調査(2地点、3～5月、9～11月各1回)となっていますが渡りは天候に左右されることが多く渡りシーズンに月3回以上の調査が必要です。また能登半島は大陸から長距離を渡ってくる野鳥の一時休息地となっています。その地の利を生かし昔から渡り鳥を狙ってカスミ網による密猟が盛んでした。密猟場所は鳥屋場と呼ばれていました。1970年代に日本野鳥の会石川支部では、能登半島の当時の航空写真から鳥屋場を見つけ(尾根沿いに不自然な線状裸地が見られる。)警察と連携して密猟パトロールをしました。鳥屋場のある所は野鳥の渡りコースです。貴社の計画地に鳥屋場の跡がないか再点検し、ある場合は廃止若しくは移動をお願いします。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。  鳥屋場については、現地踏査の際は確認していませんが、今後、現地調査において、鳥屋場や密漁の痕跡等を確認した場合は、関係機関と協議の上で、対応したいと考えております。</p>

8	<p>・動物に係る調査の希少猛禽類調査では、既設の風力発電所から追い出された希少猛禽類が当該地域で繁殖している可能性が大いにあるため入念な調査と繁殖場所が確認された場合繁殖に影響のない場所への移動や基数減少を考える必要があります。また、風発設備着工の際は希少猛禽類の繁殖期を外した工事をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、希少猛禽類の繁殖が確認された場合は、専門家の意見を聴取しながら、工事工程の調整を含め必要な保全措置を検討します。</p>
9	<p>・景観に係る調査は、前文にも述べたように県は能登を「観光立国」と位置付けています。選定景観及び「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、輪島へ抜ける県道及び国道249号線、海岸線を走る県道（いしかわ里山里海サイクリング奥能登ルート）のフォトモンタージュを作成し、見える場合施設の移動または基数減少を考える必要があります。</p>	<p>景観については、石川県や輪島市等の関係機関と協議を行いながら、眺望点の選定を行い、フォトモンタージュにより、予測及び評価を行い、必要な保全措置を検討します。</p>

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

団体（2団体連名）

No.	意見の概要	事業者見解
1	<p>1. 累積的影響評価の実施の必要性について</p> <p>(1) (仮称) 深見町ウィンドファーム事業との間の累積的影響について</p> <p>方法書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）は、令和2年8月26日より公告縦覧されていた他社による（仮称）深見町ウィンドファーム事業（以下、重複他事業という）の計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）にある事業実施想定区域と大きく重複しています。ほぼ同じ場所に、異なる事業者の風力発電施設（以下、風車という）が建設されることは一般的には想定し難いですが、現段階で計画地が重複している以上、貴社は重複している他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系への影響や鳥類のバードストライク、および障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性があります。</p> <p>貴社が作成した配慮書に対し、私ども2団体が令和2年7月30日付で提出した意見書では、能登半島には多くの風力発電所や計画中の風力発電事業があり、累積的環境影響評価の実施が必要と述べました。しかし、方法書には累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法が記載されておらず、不十分な内容となっています。計画地が重複することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方法等が示されない限り、本事業は実施すべきではありません。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業実施想定区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、可能な限り、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行うこととします。</p> <p>事業実施想定区域の一部が重複する事業者とは、既に協議を実施しており、累積的影響については、方法書以降の手続きにおいて、施設の稼働に伴う騒音、風車の影、猛禽類の衝突確率について実施することとしております。</p>
2	<p>(2) 計画地周辺に多く存在する他事業との間の累積的影響について</p> <p>計画地の周辺には（仮称）深見町ウィンドファーム事業以外にも、下記のように既設、建設中、計画中の事業（以下、他事業という）が数多く存在します。貴社は他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、能登半島北部全体における鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系への影響や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が能登半島北部全体で生じる可能性があります。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が数多く存在することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、風車の運転開始後には事後調査を行い、その結果を公表すべきです。事後調査を実施すること、また、その具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。</p> <p>【計画地周辺の他事業】</p> <p>・既設：輪島もんぜん市民風車（1基）、輪島コミュニティ</p>	<p>ご指摘のとおり、事業実施想定区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、可能な限り、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行うこととします。</p> <p>事業実施想定区域の一部が重複する事業者とは、既に協議を実施しており、累積的影響については、方法書以降の手続きにおいて、施設の稼働に伴う騒音、風車の影、猛禽類の衝突確率について実施することとしております。</p> <p>また、事後調査については、専門家の意見から希少猛禽類について、ご意見を頂いており、今後、準備書の段階で必要な事後調査計画の検討を行う予定です。</p>

	ウインドファーム (10 基)、珠洲風力発電 (30 基) ・計画中：(仮称) 輪島ウインドファーム事業 (最大 21 基)、 (仮称) 宝立ウインドファーム事業 (最大 15 基)	
3	2. 鳥類調査の方法等について 【表 6.2.2-14 (1) ~ (4) 動物に係る調査、予測及び評価の手法】、【表 6.2.2-15 (1) ~ (2) 動物調査項目及び内容等】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。 ・計画地全体は KBA (Key Biodiversity Area) に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、土砂流出等により、ホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を与えることのないよう、事業を計画、実施すべきです。	頂いたご意見を参考に、今後、専門家からの意見を聴取しつつ、風車の建設により発生する土砂の処理には十分留意し、土砂流出等により、ホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性への影響を回避・低減するため、必要な保全措置の検討を行います。
4	・鳥類の繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも 2 年間実施する必要があります。	環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。
5	・一般鳥類調査のうちスポットセンサス法による調査と任意観察調査は、「4 回 (春季・夏季・秋季・冬季)」実施するとあります。しかし、方法書には具体的な調査頻度が記載されていません。そのため貴社は、各季の中でどのくらいの回数で調査を実施する予定なのかを記載し、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。私ども 2 団体としては、現地の鳥類の状況を詳しく把握するために、繁殖期 (5~6 月) は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各月 1~2 回程度の調査が必要と考えます。	環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家等の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家等から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。
6	・貴社は、希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なって計画地全体を覆うようになっている状態で調査を実施し、影響を評価すべきです。	希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、方法書に記載しております。
7	・渡り鳥調査において、夜間にレーザー調査を「春季、秋季に各 1 回、1 地点」で実施するとありますが、この調査内容では不十分であり、頻度および調査地点を増やす必要があります。あわせて、夜間録音による調査も実施するなどして、計画地における渡り鳥の利用状況等を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。	環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。
8	・希少猛禽類調査では、計画地とその周辺における希少猛禽類のペアの生息および繁殖状況をより適切かつ十分に把握するために、定点観察法だけではなく、適宜、移動観察 (早朝の声による確認など) を交えるなど、対象種や環境に合わせて柔軟に調査を実施すべきです。	ご意見に従い、定点観察法だけではなく、適宜、移動観察 (早朝の声による確認など) を交えるなど、対象種や環境に合わせて柔軟に調査を実施します。
9	・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置を正確に把握するため、レーザーレンジファインダー等の機器を使用すべきです。	環境影響評価手続きにおける現地調査については、専門家の意見を聴取し、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年)の参考手法等を参考に設定しました。今後、頂いたご意見についても、専門家から意見を聴取しながら、現地調査計画策定の参考とさせていただきます。
10	3. アセス図書の縦覧方法について 貴社が作成した方法書は、Internet Explorer 以外のブラウザでも閲覧可能ですが、配慮書を含め貴社が作成した	経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」において「配慮書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が

<p>アセス図書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、パソコン上にダウンロードおよび印刷して閲覧できないことは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、ダウンロードおよび印刷を可能にすべきです。</p> <p>今回は、貴社のアセス図書の縦覧期間が意見書の提出期限前に終了していますが、利用者の利便性のために、また、環境省からの依頼に応じて、意見書の募集期間中および意見募集期間終了後もインターネットで閲覧できるようにしていただくことを要望いたします。</p>	<p>作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないように留意する必要がある」と示されているとおり、第三者等が無断で使用等ができる状態での公表は企業として差し控えるべきと考え、印刷・ダウンロード等が行えない設定としています。</p>
--	---

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

団体

No.	意見の概要	事業者見解
1	<p>1 今般、提出されている「方法書」は「環境配慮書」における経済産業大臣の意見及び石川県知事意見について十分に検討されず、発電機の基数については他の事業者（深見町ウィンドファーム）と調整した記載は見られず、「配慮書」と同じ基数を記述しているのはきわめて不適切であり、認めがたいこと。早急に整合・調整した発電機の基数、具体的な設置場所の計画案の提出を求めます。</p>	<p>事業実施想定区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、可能な限り、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行うこととします。</p>
2	<p>2 計画地域は従来から絶滅のおそれのある希少猛禽類の繁殖地として知られている場所であり、県の最新資料「いしかわレッドデータブック（動物版）（2020）」においても、重要な地域と再確認されている。当該計画地ではすでにサシバ、ハヤブサ、ミサゴが確認されているので、この分布地における発電機の設置計画は除外すべきこと（当該地は改めて調査するまでもありません。）</p> <p>当該事業は当地域の希少猛禽類に多大な影響があると推察され、事業者が記述している「環境影響の回避・低減を図る」（方向書）ことは著しく困難であり、「環境保全措置」を講じても、地域的に絶滅するおそれが十分に予測されること。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、希少猛禽類の繁殖が確認された場合は、専門家の意見を聴取しつつ、発電機の配置の検討を含めた保全措置の検討を行います。</p>
3	<p>3 当地域は国際自然保護連合（ICUN）により重要地域（KBA）として指定されており、猛禽類をはじめガン・ハクチョウ、小型鳥類などの移動経路として貴重な地域であることを再認識すべきこと。事業者が「環境影響を回避・低減できる」（方法書）と記載しているが、極めて困難と認識すべきである。特に大陸地方からの鳥類の飛行・移動コースになっている当地区の山地稜線における発電機の設置計画を除外するべきであること。</p>	<p>猛禽類をはじめガン・ハクチョウ、小型鳥類などの移動について、今後、現地調査を実施し、専門家の意見を聴取しつつ、発電機の配置の検討を含めて必要な保全措置の検討を行います。</p>
4	<p>4 計画地域は県景観総合条例及び市町景観条例に抵触しており、風力発電機の設置は本条例の趣旨・目的に反し、景観に支障をきたすものであり、この条例にかかる地域または近接地域においては除外すべきこと。</p>	<p>県景観総合条例及び輪島市景観条例については、環境影響評価手続きとは別に、関係機関と協議を行い必要な許認可等を得た上で、事業を実施する予定です。</p>
5	<p>5 能登半島国定公園の近接地域における風力発電計画は、観光資源の保全上から鑑みても支障のある施設であり、能登半島の観光振興上または風致景観保全上から「影響の回避・低減もしくは環境保全措置」はほとんど不可能であり、発電機の設置位置は十分に検討すべきこと。</p>	<p>頂いたご意見を参考にし、ご意見の内容を配慮した事業計画の検討を行います。</p>
6	<p>6 景勝地における風力発電機の設置は環境影響の回避・低減はきわめて困難であることから「いしかわ自然百景」及び「自然百景めぐるみち」（平成5年県指定）の至近位置に計画している風力発電機の設置は見直しを図ること。当該計画地の至近距離に位置している「高州山と鉢伏山」、「鉢伏山と輪島朝市のみち」など指定地が分布。</p>	<p>頂いたご意見を参考にし、ご意見の内容を配慮した事業計画の検討を行います。</p>
7	<p>7 県下有数の観光地「白米の千枚田」に近接している当該計画は千枚田の文化的景観及び農業景観に支障のおそれがあることから千枚田からの景観に十分配慮した位置に変更すべきこと。</p>	<p>頂いたご意見を参考にし、ご意見の内容を配慮した事業計画の検討を行います。</p>



## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

埼玉県熊谷市在住 C氏

No.	意見の概要	事業者見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して環境評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	意見は要約しないこととします。
2	<p>1. 方法書の段階においてコウモリ類のヒアリングを行ったことは評価される。しかし動物全般の有識者B氏が述べた高高度調査は「コウモリの種」を増やすために実施するものではなく、当該地域におけるコウモリ類の活動期の動態を博するために実施するものである。特に各季1週間程度のデータ解析ではコウモリ類の季節動態を把握することはできない。活動期における連続したデータ解析を行うこと。</p>	専門家の意見を参考に、コウモリ類の活動期において、連続してデータを収集することとしております。
3	<p>2. さらに専門家E氏の意見の概要において「68kHz付近のコキクガシラコウモリや100kHz付近のキクガシラコウモリ」と記載されているが、68kHz付近はキクガシラコウモリで100kHz付近はコキクガシラコウモリではないのか。今後の予測評価に向けて確認する必要があるだろう。</p>	ご指摘いただいたコキクガシラコウモリとキクガシラコウモリの周波数が異なる点につきまして、誤記載です。準備書において、適正な記載に修正します。
4	<p>3. 「バットディテクターによる確認調査」で使用するバットディテクターの機種と方式を具体的に記載すること。</p>	準備書において、記載します。
5	<p>4. 「捕獲調査」におけるカスミ網は「1時間に1回以上の間隔で見回り」するのではなく常に近くに待機すること。カスミ網を張ったまま無人放置しない。</p>	捕獲調査におけるカスミ網は、1時間に1回以上の間隔で見回ることにより、コウモリ類の死亡を防止することができると考えています。ただし、ご意見を踏まえ、専門家の意見聴取を行いつつ、現地調査計画の策定を行うこととします。
6	<p>5. コウモリ類の捕獲調査が3月から11月までの毎月計9回は当該地域における積雪等の状況を勘案すると効果的な調査計画とは考えにくいですが、1回の捕獲調査地点は5地点ではなく、ネズミ類等と同等の8地点か草地・耕作地等を除いた地点数で実施するべきである。</p>	捕獲調査の地点については、専門家の意見に従い、バットディテクターによる調査の結果に基づき、調査が行いやすい場所を選定し、捕獲調査地点として選定する予定です。捕獲調査の地点の選定に当たっては、頂いたご意見を参考として、専門家の意見を聴取しつつ実施することとします。
7	<p>6. 「高高度調査」で使用するバットディテクターの機種と方式、高度別とされるそれぞれのマイク設置高および録音方向を具体的に記載すること。</p>	「高高度調査」では、超音波録音機を使用し録音を行います。機種、マイク設置高および録音方向については、準備書において記載します。
8	<p>7. 音声データはすべて録音保管すること。</p>	音声データについては、一定期間保管する予定です。
9	<p>8. 今後は環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p>	専門家については、環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家を選定しております。引き続き、現在の専門家からヒアリングを実施し、調査精度の向上に努めていきます。また、コウモリ類調査についても、十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があると考えます。